

IV 用語の説明

1 人 口

人口は、「常住人口」である。（「常住人口」については1頁の「調査の対象」を参照）

2 年齢・平均年齢

年齢は、平成27年9月30日現在による満年齢である。なお、平成27年10月1日午前零時に生れた人は、0歳とした。

平均年齢は、以下の式により算出している。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

※ 0.5を加える理由

国勢調査では、9月30日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計している。つまり、9月30日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計している。そのことを考慮し、平均年齢には0.5歳を加えているものである。

3 配偶関係

届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のように区分した。

未 婚：まだ結婚をしたことのない人

有配偶：届出の有無に関係なく、妻または夫のある人

死 別：妻または夫と死別して独身の人

離 別：妻または夫と離別して独身の人

4 国 籍

国籍については、「日本」、「韓国・朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」の13区分とした。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

(1) 日本と外国の国籍を持つ人 ————— 日本

(2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 — 調査票の国名欄に記入された国

5 世帯の種類

世帯は「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯：一般世帯には以下のものが該当する。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まりまたは、一戸を構えて住んでいる単身者。
ただし、単身の住み込みの雇人は、雇主の世帯に含める。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者。
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍・独身寮などに居住している単身者。

施設等の世帯：施設等の世帯には以下のものが該当する。なお、世帯のとり方は原則として、棟ごと、施設ごとに一つの世帯とした。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒 — 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり。
- (2) 病院・療養所の入院者 —— 病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり。
- (3) 社会施設の入所者 —— 老人ホーム、児童保護施設など入所者の集まり。
- (4) その他 —— 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など。

6 世帯主・世帯人員

(1) 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断による。

(2) 世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数。

7 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類。

- A **親族のみの世帯** —— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
- B **非親族を含む世帯** —— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係のない人がいる世帯
- C **単独世帯** —— 世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分している。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
 - ① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - ① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

<参考>

平成 17 年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合には、親族世帯に含めていた。

8 三世代世帯

三世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって4世代以上が住んでいる場合を含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる三世代世帯は含まない。

9 母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみで成る一般世帯をいう。

父子世帯とは、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみで成る一般世帯をいう。

10 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

11 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

住 宅：一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む）。一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに一戸の住宅となる。

住 宅 以 外：寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居なども含まれる。

12 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を次の通り区分した。また、このうち「間借り」以外の5区分に居住する世帯を**主世帯**としている。

持ち家：居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、必ずしも登記の有無を問わず、

また分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含む。

公営の借家：その世帯が借りている住宅が都道府県営または市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。

都市再生機構・公社の借家：その世帯が借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社、住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートで、しかも給与住宅でない場合。

※ 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。

民営の借家：その世帯が借りている住宅が、「公営の借家」・「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。

給与住宅：勤務先の会社・官公庁・団体などの所有または管理する住宅に、職務の都合上または給与の一部として居住している場合。家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社または雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合を含む。

間借り：他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合。

13 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を次のとおり区分している。

一戸建：1建物が1住宅であるもの。なお、店舗併用住宅の場合でも1建物が1住宅であればここに含む。

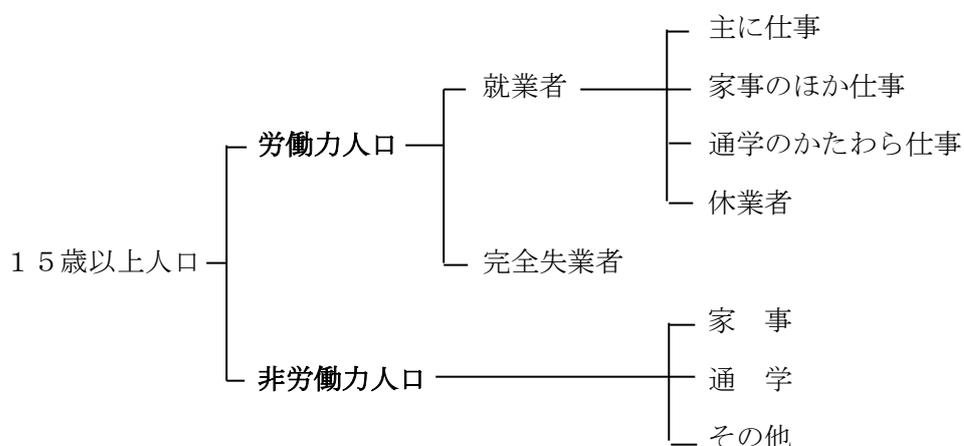
長屋建：長屋やテラスハウスのように、二つ以上の住宅を1棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。

共同住宅：アパートやマンションのように、1棟の建物の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物を含む。

その他：上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合。

14 労働力状態

労働力状態は、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査期間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分している。



15 従業上の地位

従業上の地位とは、就業者について、調査期間中にその人が仕事していた事業所における地位によって、次のとおり区分した。

雇用者：会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、後段にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員：勤め先で一般職員または正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他：

- ・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれらに近い名称で呼ばれている人
- ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」またはそれに近い名称で呼ばれている人

役員：会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主：個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇い人がいる人

雇人のない業主：個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述

家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者：農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者：家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

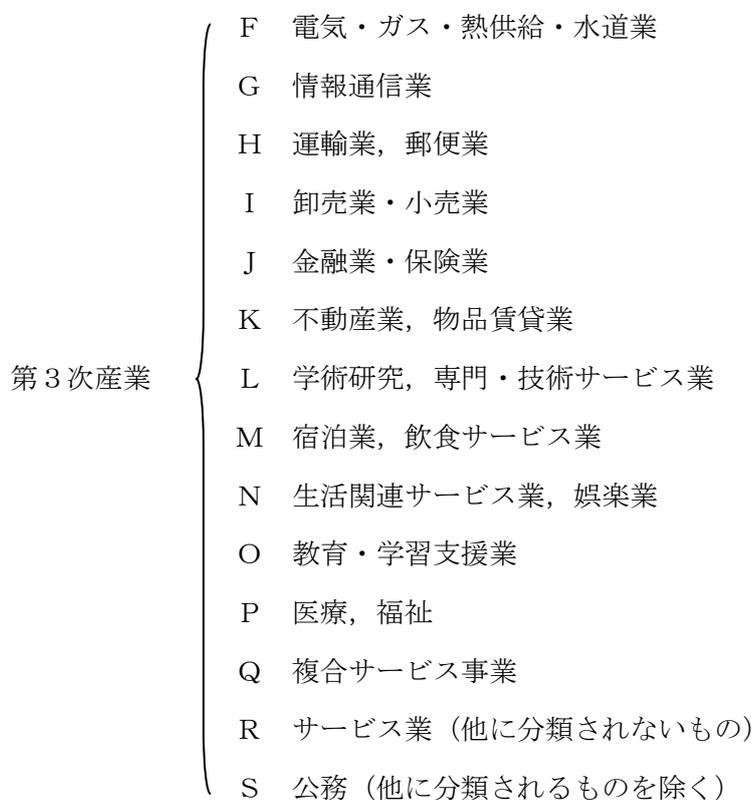
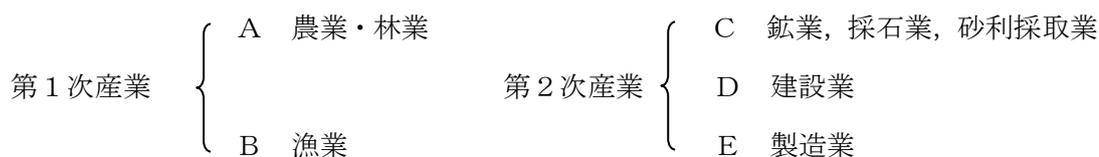
16 産 業

産業とは、就業者について、調査期間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（調査期間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

※ 仕事をしている事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしている事業所の事業の種類による。

※ 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類。

※ 産業大分類と、それを3部門に集約する場合の区分は以下による。



17 従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者または通学者が従業・通学している場所をいい、次のように区分している。

自市区町村で従業・通学 — 富士宮市に常住して、従業・通学先が市内にある場合。

自 宅：従業している場所が、自分の居住する家または家に付属した店・作業場などである場合

※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含む。

※ 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含む。

自宅外：富士宮市内に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業・通学 — 富士宮市に常住して、従業・通学先が市外にある場合。

いわゆる常住地からの流出人口を示すものである。

県 内：静岡県内の他の市町村に従業・通学先がある場合

他 県：静岡県外の他の市区町村に従業・通学先がある場合

令和2年 国勢調査
富士宮市結果報告書

発行 令和5年8月

編集 富士宮市企画部デジタル推進課

富士宮市弓沢町150番地

TEL (直通) (0544)22-1117